

新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

◆事業目的

大阪市における新たな市政改革では、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に役割分担を明確にしたうえで、大阪にふさわしい自治の仕組みづくりを見据え、基礎自治行政について、「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追及した新しい住民自治の実現をめざしている。

現在の地域社会はさまざまな課題を抱えており、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっている。

拡大し続ける「公共」の分野については、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となって担うことにより、行政は住民等と協働し、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）による取組を継承・発展させ、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを推進する。

そこで、この活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営の取組を促進するために、より幅広い住民が参画できるような「開かれた組織運営」と「会計の透明性」を確保しながら、自律的な地域運営の仕組みである「地域活動協議会」の形成及び自律運営に取り組む地域を本市として積極的に支援するとともに、「法人格の取得」など社会的信用を高める取組を支援することが必要となる。

このような支援を行うためには、民間事業者の柔軟な立場から、地域の各種団体の人材育成や資金確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要である。

中間支援組織を活用して、地域活動協議会の形成支援及び地域の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針における大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを本業務委託の目的とする。

◆実施体制

上記目的を達成するため、区役所が提供するスペース内に事務所を設置（以下「旭区まちづくりセンター」という。）し、「地域まちづくり支援員」等を常駐させる。旭区まちづくりセンターには、「アドバイザー（支援員の総括及び業務責任者）」及び「地域まちづくり支援員（ファシリテート及びコーディネートの手法、会計事務、ホームページ等による情報発信並びに会議等運営の知識及びノウハウを有した者を3名以上）」を配置し、地域実情に応じて地域等に出向き、市民による自律的な地域運営が円滑に行われるよう支援を行う。

◆具体的な業務内容

市民による自律的な地域運営にかかる積極的支援

ア 地域活動協議会の事務局機能充実・確立に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた指導及び助言

(ア) 会計事務支援

(イ) 事業実施支援

(ウ) 会議の開催支援

(エ) 地域の情報発信に係る指導及び助言等の支援

(オ) その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

(カ) 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの指導及び助言等の支援

(キ) 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための指導及び助言等の支援

(ク) NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの指導及び助言等の支援

地域活動協議会が特定非営利活動法人、認可地縁団体、一般社団法人など法人格を取得するための支援を行うこと。

なお、法人格取得後も、自律運営のために必要な支援は継続して実施すること。

(ケ) 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進の場として、連絡協議会を区役所とともに定期的に開催すること。この連絡協議会については、必要に応じて区単位で活動している地域団体についても、参画を促進すること。

イ 多様な地域活動の連携及び協働に向けたネットワークの形成促進並びに地域社会の将来像の共有

(ア) 地域活動協議会への参画促進及び地域活動主体間のネットワーク形成を促進し、地域社会の将来像を共有するための会議等の企画及び運営

多様な地域活動主体を対象として、市民による自律的な地域運営についての理解が深まるよう普及・啓発を図り、市民協働や公民協働の担い手の発掘・育成し、地域活動協議会への参画を促すこと。また、区内で活動するさまざまな地域活動主体が情報共有・意見交換し、連携・協働に向けて話し合うことができる会議等を企画・運営し、地域活動主体間のネットワーク形成を促進し、地域社会の将来像を共有を図ること。

(イ) 市民による自律的な地域運営及び地域活動の活性化を支援し、地域活動を持続可能なものとするための市民協働スペースの設置及び運営

区役所が提供する区役所庁舎等本市施設内に、市民協働スペースを設置・運営すること。市民協働スペースには打合せ、印刷等の作業及びインターネットによる情報検索ができるスペースを備え、市民による自律的な地域運営及び地域活動の活性化を支援する場とすること。市民協働スペースは、週5日以上開所することとし、開所時間は、区役所と調整すること。開所時間には、土曜日又は日曜日、夜間を含めること。

また、市民協働スペースの運営にかかる光熱水費等実費は、受託者が負担すること。

なお、中古の事務机と事務椅子は、区役所で無償提供が可能な場合がある。

◆委託期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで